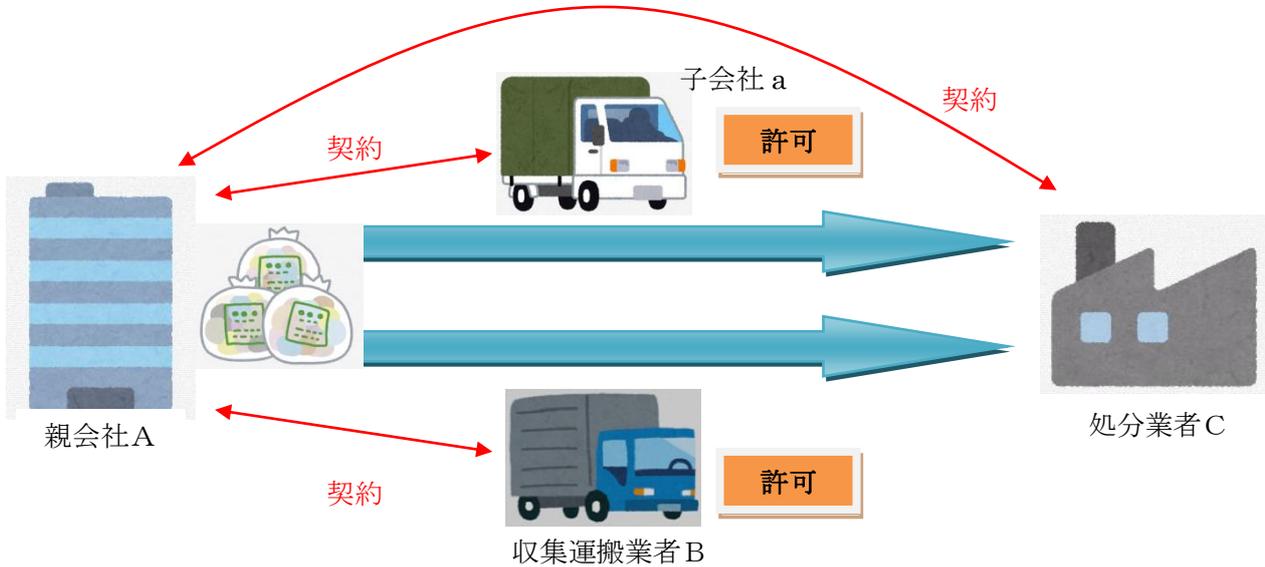
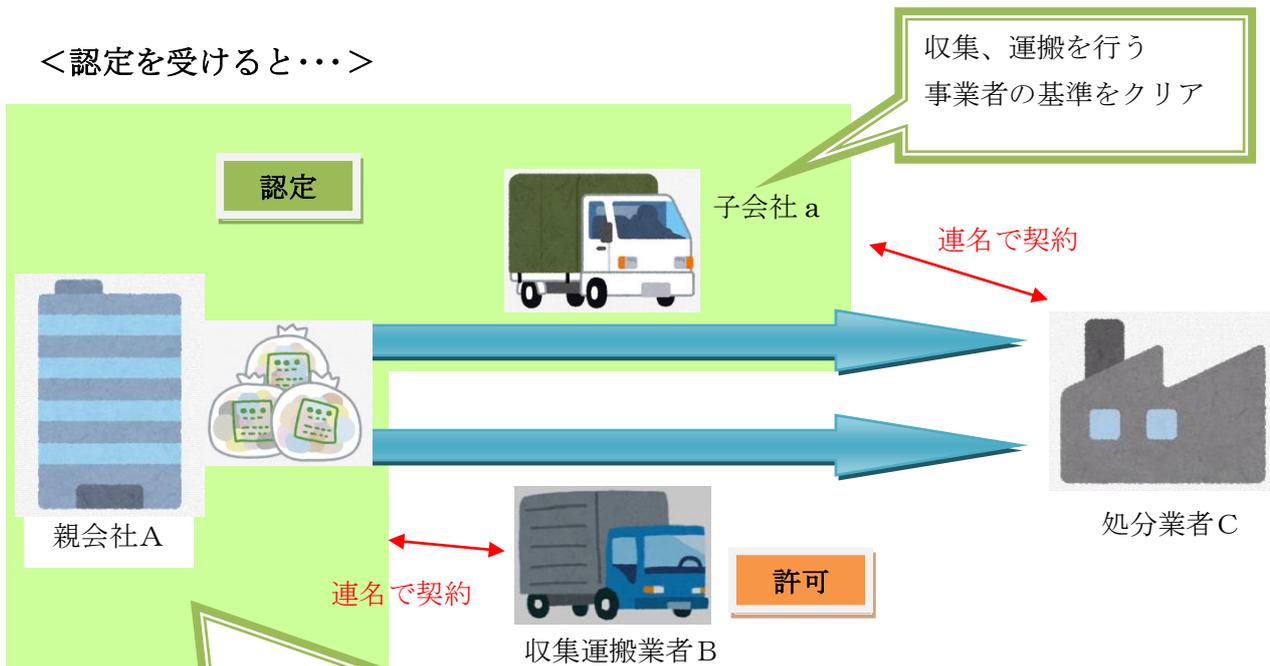


二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例（図は一例です）

<今までは…>



<認定を受けると…>



Aはaの 株式の総数 or 出資口数の総数 or 出資価額の総額 を保有すること  
もしくは、次を全て満たすこと。

- ・ aの 株式の数 or 出資口数 or 出資価額 の2/3を保有（議決権を行使できること）
- ・ 役員・職員を、aの役員として派遣
- ・ もともとAとaが1つの事業者として、一体的に廃棄物の適正処理をしていた